企画セッション

◆ AI 時代における報道インフラの維持と法的課題―プレス出版者の権利に焦点をあてて ◆

【概　要】

新聞やテレビなどの伝統メディアは、報道機関として、一次情報の取得と伝播という報道インフラを構成してきた。しかし、近時は、従来の伝統メディアのビジネスモデルが崩れつつあり、報道インフラとしての機能の維持が危ぶまれている。さらに、インターネット空間における情報流通が社会的な影響を増す中では、「情報流通における主役」から、「相対的に信頼できる情報源」へと新たな役割、立ち位置に移り変わっている。こうした変遷に鑑みると、今日では、テレビや新聞等の伝統メディアには信頼できるコンテンツの提供者としての新たな役割が期待されている（『デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会　とりまとめ』（総務省、2024 年 9 月）60 頁）。こうしたなかで、伝統メディアもインターネット上でのニュース・コンテンツの配信に乗り出している。

他方で、急速に能力を向上する生成 AI により、インターネットでの配信によるビジネスモデルも脅かされる可能性がある。2025年8月には、朝日新聞社などが、AI企業・パープレキシティ社に対する訴えを東京地裁で提起した。加えて、SNS が台頭する中では、伝統メディアなどの報道機関による報道自体がインターネット空間における批判的検証（議論）の対象となる場面も想定され、自由な言論空間の確保と、ニュース・コンテンツの利用対価の還元とを、どのようにバランスさせるべきかが問題となる。

こうした生成 AI の台頭に伴う報道インフラへの影響は、日本のみならず、諸外国においても同様に政策課題と認識されているように見受けられる。

そこで、本企画セッションでは、生成 AI が台頭する現代において、一次情報の取得と伝播という報道インフラを維持するための法制度又はその他の政策手段の可能性について、諸外国の取組とその課題を検討する。とりわけドイツ等で先行して導入され、EU 法でも導入されている「プレス出版者の権利」に焦点を当てる。対象とする法域は、EU 法、ドイツ法、及び（プレス出版者の権利を導入していない）イギリス法とし、可能な範囲で日本法への示唆を検討する。

【構　成】

- 企画趣旨の説明
- 報告①「EU 法（仮）」（鈴木康平）
- 報告②「ドイツ法（仮）」（志賀典之）
- 報告③「イギリス法（仮）」（末宗達行）
- ディスカッション

以　上

企画セッション

◆ AI 時代における報道インフラの維持と法的課題―プレス出版者の権利に焦点をあてて ◆

【講演者】

● 志賀　典之（追手門学院大学・准教授）

略歴：早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。2010 年早稲田大学法学学術院助手、2013 年常葉大学法学部専任講師・准教授を経て、2022 年より現職。早稲田大学知的財産法制研究センター（RCLIP）招聘研究員。

主な業績：「ドイツ著作権法におけるライセンスの排他性の時間的制限」高林先生古稀記念論集（日本評論社、2022 年）など。

● 鈴木　康平（人間文化研究機構・特任准教授）

略歴：筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程修了。博士（情報学）。特許庁意匠審査官、㈱情報通信総合研究所主任研究員を経て、2023 年より現職。中央大学 ELSI センター客員研究員。

主な業績：「図書館におけるデジタル貸出と著作権法」著作権研究 51 号（2026 年）、『人間中心の知的財産法』（共編著、勁草書房、2025 年）等

● 末宗　達行（横浜国立大学・准教授）（進行役）

略歴：早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。日本学術振興会特別研究員（DC1）、早稲田大学助手・講師（任期付）、金城学院大学講師・准教授などを経て、2025 年より現職。

本報告に関連する業績：末宗達行「知的財産権で保護されない情報を用いるビジネスモデルの法的保護」知財管理 76 巻 5 号（2026 年）
http://hdl.handle.net/10131/0002002722　等

【付　記】

本企画セッションは、放送文化基金 2025 年度研究助成[人文社会部門]「SNS 時代の報道を巡る著作物利用に係る権利制限の新たな解釈論」
https://www.hbf.or.jp/grants/society-culture/16785/による研究活動の一部です。

以　上